

任意継続組合員資格喪失申出書

任意継続組合員の 組合員等記号・番号	99 — 1234	共済組合受付日
任意継続組合員の 氏名	共済 太郎	前納した掛金のうち、未経過期間分がある場合は、後日、返還します。
任意継続組合員掛金 の納付状況	(和暦) 令和 8 年 3 月分まで納入済み	
任意継続組合員掛金 の納付状況	令和 7 年 10 月 1 日 ※	
資格喪失事由	<input checked="" type="checkbox"/> 宮崎県市町村職員共済組合へ再加入 →(所属所名 : ●●●市役所) <input type="checkbox"/> 上記以外の共済組合へ加入 →(共済組合) <input type="checkbox"/> 健康保険(社会保険)加入 ※ <input type="checkbox"/> 任意脱退(国民健康保険に加入) (国家公務員・地方職員 公立学校・警察・私立学校 〇〇県市町村 等) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()	
任意脱退の場合は、新たな健康保険に加入する前月の末日までに申し出てください。	※ 任意脱退の場合は、共済組合がこの申出書を受理した日の属する月1日付で資格喪失となります。資格喪失日欄は、提出日の属する月1日をご記入ください。	
任意継続組合員資格喪失を申し出ます。	申出日 (和暦) 令和 7 年 10 月 5 日	
	申出者 住所 〒 880 - 8525 宮崎県〇〇市△町1番地2	
	電話番号 090 - 1234 - 5678	
	氏名 共済 太郎	
宮崎県市町村職員共済組合理事長 殿	自署又は記名押印が必要です。	

- 注意
- 資格喪失時は、共済組合から交付を受けている全ての証等(資格確認書・高齢受給者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証・限度額適用認定証等)を返納してください。亡失等により返納できない場合は、その旨、ご連絡ください。
 - 共済組合の組合員や私学共済制度の加入者、健康保険(社会保険)の被保険者となったときは、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)のコピーを添付してください。
 - 資格喪失日以後の期間にかかる掛金を前納している場合は、共済組合から還付手続きについてお知らせします。
 - 任意継続組合員資格喪失証明書については、資格喪失日以降に全員に対して交付します。